

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通一〇六）

〔告 示〕

○端末機器の設計認証の報告に関する件（総務五八二）

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（財務四一八、四一九）

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同四二〇～四二六）

○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同四二七～四三五）

○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同四三六）

○文化財を登録有形文化財に登録する件（文部科学一四一）

一七

四

八

七

四

一

○検査対象軽自動車の検査等に係る OCR に用いる申請書、届出書及び請求書の記載方法並びに輸出予定届出証明書、自動車検査証、自動車検査証返納証明書、自動車予備検査証、限定自動車検査証及び検査記録事項等証明書の表示方法に関する告示の一部を改正する告示

（国土交通一三六）

○自動車の登録及び検査に関する申請におけるフレキシブルディスクによる手続に係るフレキシブルディスクへの記録方式等に関する告示の一部を改正する告示（同一三六二）

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

日本弁護士連合会裁決の公告・副会長報酬規則制定、特定計量器型式承認関係

地方公共団体

行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係

会社その他

会社決算公告

三〇

二九

二八

四

三

省 令

○国土交通省令第六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第七十五条第五項及び第九十六条の二の規定に基づき、並びに同法を実施するため、道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年十一月九日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第一条 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第八項中「国土交通大臣」の下に「（法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）」を加え、同条第十項中「国土交通大臣」の下に「（当該申請が検査対象軽自動車の新規検査に係るものであるときは、軽自動車検査協会）」を加え、同条第十一項中「国土交通大臣」の下に「（当該照会が検査対象軽自動車の新規検査に係るものであるときは、軽自動車検査協会）」を加える。

第四十二条第三項中「国土交通大臣」の下に「（当該申請が検査対象軽自動車の予備検査に係るものであるときは、軽自動車検査協会）」を加え、同条第四項中「国土交通大臣」の下に「（当該照会が検査対象軽自動車の予備検査に係るものであるときは、軽自動車検査協会）」を加える。

第六十二条の二の三第一号中「当該電子証明書」を「それ」に改め、同条第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第一百五十三号）第三条第一項に規定する電子証明書及びそれにより確認される電子署名（同法第二条第一項に規定する電子署名をいう。）が行われた法第三十三条第四項、法第七十五条第五項又は法第九十四条の五第二項（法第九十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項の提供を受ける方法

第六十三条第二項中「検査対象軽自動車及び」を削る。

第七号様式の三中「第[三十五]条の二」を「第[三十五]条」に改める。

（自動車型式指定規則の一部改正）

第二条 自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の二中「次に掲げる自動車」を「二輪の小型自動車」に改め、同条各号を削る。

（自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部改正）

第三条 自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和四十五年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

軽第一号様式及び軽専用第一号様式を次のように改める。